



鳥取県公報

令和8年1月16日(金)
第9756号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県資源管理方針の変更(14) (漁業調整課)	2
	令和8管理年度におけるまあじ等の知事管理漁獲可能量(15) (〃)	5
◇ 人委告示	選考により採用する職の一部改正(1) (任用課)	5

告示

鳥取県告示第14号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、鳥取県資源管理方針を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和8年1月16日

鳥取県知事 平井伸治

1 変更の内容

変更後	変更前
<p>第1～第8 略</p> <p>(別紙1-1)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 鳥取県くろまぐろ漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>ア 略</p> <p>イ 対象とする漁業</p> <p>沿岸くろまぐろ漁業（鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示71号1(2)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、定置漁業（鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が定置漁業権に基づき定置網を設置して採捕する漁業をいう。以下同じ。）及び小型定置網漁業（鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第5条第1項第15号に掲げる漁業に係る知事の許可を受け定置網を設置して採捕する漁業をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 鳥取県その他漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>ア 略</p> <p>イ 対象とする漁業</p> <p>その他のくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業（沿岸くろまぐろ漁業、定置漁業、小型定置網漁業以外の漁業で、鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある</p>	<p>第1～第8 略</p> <p>(別紙1-1)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 鳥取県くろまぐろ漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>ア 略</p> <p>イ 対象とする漁業</p> <p>沿岸くろまぐろ漁業（鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示71号1(2)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、定置漁業（鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が定置漁業権に基づき定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業のことをいう。以下同じ。）及び小型定置網漁業（鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第5条第1項第15号に掲げる漁業に係る知事の許可を受け定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 鳥取県その他漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>ア 略</p> <p>イ 対象とする漁業</p> <p>その他のくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業（沿岸くろまぐろ漁業、定置漁業、小型定置網漁業以外の漁業で、鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある</p>

<p>者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する<u>ものを</u>いう。）</p>	<p>者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する<u>漁業を</u>いう。）</p>
<p>ウ 略</p>	<p>ウ 略</p>
<p>（2） 略</p>	<p>（2） 略</p>
<p>第3～第5 略</p>	<p>第3～第5 略</p>
<p>（別紙1－2）</p>	<p>（別紙1－2）</p>
<p>第1 略</p>	<p>第1 略</p>
<p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p>	<p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p>
<p>1 略</p>	<p>1 略</p>
<p>2 鳥取県その他漁業</p>	<p>2 鳥取県その他漁業</p>
<p>（1） 当該知事管理区分を構成する事項</p>	<p>（1） 当該知事管理区分を構成する事項</p>
<p>ア 略</p>	<p>ア 略</p>
<p>イ 対象とする漁業</p>	<p>イ 対象とする漁業</p>
<p>その他のくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業（沿岸くろまぐろ漁業、定置漁業、小型定置網漁業以外の漁業で、鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する<u>ものを</u>いう。）</p>	<p>その他のくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業（沿岸くろまぐろ漁業、定置漁業、小型定置網漁業以外の漁業で、鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する<u>漁業を</u>いう。）</p>
<p>ウ 略</p>	<p>ウ 略</p>
<p>（2） 略</p>	<p>（2） 略</p>
<p>第3～第5 略</p>	<p>第3～第5 略</p>
<p>（別紙1－3） 略</p>	<p>（別紙1－3） 略</p>
<p>（別紙1－4）</p>	<p>（別紙1－4）</p>
<p>第1 略</p>	<p>第1 略</p>
<p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p>	<p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p>
<p>鳥取県するめいか漁業</p>	<p>鳥取県するめいか漁業</p>
<p>（1） 当該知事管理区分を構成する事項</p>	<p>（1） 当該知事管理区分を構成する事項</p>
<p>ア 水域</p>	<p>ア 水域</p>
<p>イの対象とする<u>漁業等</u>に係る漁業者が、するめいかの採捕を行う水域</p>	<p>イの対象とする<u>漁業</u>に係る漁業者が、するめいかの採捕を行う水域</p>
<p>イ 対象とする<u>漁業等</u></p>	<p>イ 対象とする<u>漁業</u></p>
<p><u>一本釣り漁業</u>（鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が<u>5トン</u>未満の船を用いて釣りにより採捕する漁業</p>	<p>鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業</p>
<p>をいう。以下同じ。）、<u>定置漁業</u>、<u>小型定置網漁業</u>、<u>するめいかを採捕するその他漁業</u></p>	<p>（一本釣り漁業、定置漁業及び小型定置網漁業以外の漁業で、鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がする</p>

めいかを採捕するものをいう。) 及び知事の許可を受けて行うするめいかの試験研究又は調査のための採捕

ウ 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げをした日からその日の属する月の翌月の10日まで (知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合 (漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認める場合を除く。) にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げをした日から3日以内 (行政機関の休日は算入しない。)) とする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された全量とする。ただし、都道府県間等との融通や国の留保枠からの配分により本県の漁獲可能量が変更となった場合にあっては、当該融通又は配分された全量を鳥取県するめいか漁業から加除する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、一本釣り漁業（自由漁業）にあっては、1隻当たりの自動いかり機の搭載数8台（ドラム数16個）とする。ただし、知事の許可を受けて行うするめいかの試験研究又は調査のための採捕は、この限りではない。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の8割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-5～別紙2-20) 略

ウ 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県するめいか漁業へ配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、一本釣り漁業（自由漁業）について、1隻当たりの自動いかり機の搭載数8台（ドラム数16個）とする。

(別紙1-5～別紙2-20) 略

2 変更年月日

令和7年12月25日

鳥取県告示第15号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、令和8管理年度（令和8年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）のまあじ、かたくちいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群の知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和8年1月16日

鳥取県知事 平井伸治

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県まあじ漁業	現行水準
鳥取県かたくちいわし漁業	15,000トンの内数
鳥取県まだい漁業	6,730トンの内数

人事委員会告示**鳥取県人事委員会告示第1号**

平成18年鳥取県人事委員会告示第1号（選考により採用する職について）の一部を次のように改正し、令和8年1月16日から施行する。

令和8年1月16日

鳥取県人事委員会委員長 中本久美子

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの</p> <p>心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、児童福祉司の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、<u>公認心理師の職</u>、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラマの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、原子力技術の職、水産種苗生産技術の職、<u>鳥獣対策技術の職</u>、弁護士の職、病院薬剤師の職、病院管理栄養士の職、公文書館の専門員の職、獣医師の職、育種・飼養技術の職、心理カウンセラーの職及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する知的障害者又は学校教</p>	<p>1 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの</p> <p>心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、児童福祉司の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラマの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、原子力技術の職、水産種苗生産技術の職、弁護士の職、病院薬剤師の職、病院管理栄養士の職、公文書館の専門員の職、獣医師の職、育種・飼養技術の職、心理カウンセラーの職及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する知的障害者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する</p>

育法（昭和22年法律第26号）に規定する特別支援学校の高等部のうち教育の対象とする障がい種別が知的障がいであるものを卒業した者（障害者の雇用の促進等に関する法律第2条に規定する知的障害者を除く。）をもって補充しようとする職

2～4 略

特別支援学校の高等部のうち教育の対象とする障がい種別が知的障がいであるものを卒業した者（障害者の雇用の促進等に関する法律第2条に規定する知的障害者を除く。）をもって補充しようとする職

2～4 略